

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 企 発 第 1 2 号

平成28年 1 月 5 日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和 3 年12月10日交企発第307号）

（沿革：令和 4 年 5 月13日交企発第134号）

（沿革：令和 5 年 2 月17日交企発第41号）

安全運転管理者等に関する事務処理要領の制定について（通達甲）

安全運転管理者等制度の運用に関し「道路交通法・道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者制度に関する規定の運用について（例規）」（昭和53年10月20日高交企発第698号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該制度の運用に関し別添のとおり「安全運転管理者等に関する事務処理要領」を定め、平成28年 1 月15日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

安全運転管理者等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び同条第4項に規定する副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関する法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習以外の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 安全運転管理者等の選任及び解任並びに届出事項の変更

安全運転管理者等の選任及び解任並びに届出事項の変更については、安全運転管理者にあつては高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号。以下「細則」という。）別記様式第19号の安全運転管理者に関する届出書2通、副安全運転管理者にあつては細則別記様式第19号の2の副安全運転管理者に関する届出書2通が自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長（以下「所轄署長」という。）に提出されるので、当該署長は、次に掲げる書類が添付されていることを確認した後、当該届出書及び添付書類を交通企画課長へ送付しなければならない。

1 安全運転管理者等に共通する添付書類

- (1) 戸籍抄本、住民票の写し又は自動車運転免許証（記載事項が現在の内容に変更されているものに限る。）の写し
- (2) 運転記録証明書（自動車安全運転センターの発行に係る「3年間」又は「5年間」のもので、その発行日が受理日の前おおむね3月以内のもの。ただし、届出に係る者が運転免許を有している場合に限る。）

2 安全運転管理者の添付書類

- (1) 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない者にあつては、細則別記様式第20号の資格認定書（以下「資格認定書」という。）の写し
- (2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）を修了した者にあつては、細則別記様式第21号の教習修了証明書の写し

3 副安全運転管理者の添付書類

自動車の運転管理の実務経験が1年に満たない者にあつては、運転免許証の写し（3年以上の運転経験を有する者に限る。）又は資格認定書の写し

第3 自動車の運転の管理に関する能力に係る認定申請

1 申請

府令第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する能力に係る公安委員会の認定を受けようとする者に対しては、細則別記様式第24号の認定申請書を提出させ、所轄署長を経由して申請させるものとする。

2 審査等

1の公安委員会の認定に関する審査は、提出された認定申請書により行うものとし、安全運転管理者等として必要な能力を備えていることが認められる場合は、資格認定書を作成し、所轄署長を経由して交付するものとする。

第4 自動車の運転の管理に関する教習

1 教習を受けようとする者に対しては、細則別記様式第23号の教習受講申出書を提出させ、所轄署長を経由して申請させるものとする。

2 教習は、日時及び場所を指定して行い、当該教習を修了した者には教習修了証明書を交付するものとする。

3 教習の実施要領等については、「安全運転管理者等講習の実施要領の制定について（通達甲）」（平成28年1月5日交企発第10号）第3及び別表に定める基準に準じるものとする。

第5 解任命令の手続

1 署長は、安全運転管理者等が府令第9条の9に規定する要件を備えていないことが判明したとき、又は安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、別記第1号様式の事案発見報告書を作成し、疎明資料を添えて速やかに交通企画課へ送付しなければならない。

2 交通企画課長は、1の事案発見報告書等の送付を受けたときは、別記第2号様式の上申書を作成し、当該事案に係る処分については、公安委員会に上申しなければならない。

3 交通企画課長は、2の上申により公安委員会が解任命令を決定したときは、細則別記様式第22号の解任命令書を作成し、当該署長に送付しなければならない。

4 署長は、3の解任命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該処分の対象となる安全運転管理者等の使用者に当該解任命令書を交付するとともに、別記第3号様式を受領書を徴し、交通企画課長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

第6 是正措置命令の手続

自動車の使用者が法第74条の3第7項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと署長が認めるときは是正措置命令の手続

については、第5の定めを準用する。
(別記様式省略)